

## 障害者福祉バス運行規程

### (目的)

第1条 この規程は、障害者福祉バス（以下「福祉バス」という。）の運行について、必要な事項を定めるものとする。

### (福祉バスの利用者)

第2条 福祉バスを利用できる者は、県内に居住する次の者で、第3条に掲げる事業（行事）に利用する場合とする。

- (1) 障害者とその介護者
- (2) 障害者福祉関係者

### (利用できる事業等)

第3条 福祉バスを利用できる事業は、次に掲げる事業（行事）とする。なお、学校行事での利用は除く。

- (1) 各種講習会、研修会及び相談会
- (2) 社会見学
- (3) 機能回復訓練、スポーツ大会及びレクリエーション
- (4) その他障害者の福祉の増進を図るための事業

### (乗車定員)

第4条 福祉バスの乗車定員は、次のとおりとし、これを超えて乗車させないものとする。

固定座席（補助席6席を含む）31人、乗務員席2人、計33人

### (最低利用人数)

第5条 福祉バスの効率的利用を図るため、障害者の利用が10人未満の場合及び障害者福祉関係者の利用が20人未満の場合は、原則として福祉バスの運行を認めないものとする。

### (介護者の同乗)

第6条 福祉バスの利用にあたっては、障害者の介護が十分できるよう、必ず必要な人数の介護者を同乗させるものとし、介護が十分と認められない場合は、利用承認をしないものとする。

(利用時間及び運行日数等)

第7条 福祉バスは、利用者の運行計画を基本に運行するものとする。ただし、福祉バス運営事業受託事業者（以下「運業者」という。）が、運行計画に無理があると判断した場合は、利用者に計画の変更を要請できるものとする。

2 運行時間は、午前8時30分から午後6時までとする。ただし、出発場所まで車を回送する場合及び帰路に時間を要する場合は、2時間を超えない範囲で時間を調整して運行するものとする。

この場合において、運行時間とは福祉バスが定置場を出庫してから戻るまでの時間をいう。

3 利用者は、綿密な計画を立て、事故の防止に留意するとともに、福祉バスの運行が夜間にまで及ぶ場合又は2日以上にわたる場合は、事前に運業者に協議するものとする。

(運行日等)

第8条 福祉バスは、曜日に関係なく運行するものとする。ただし、年末・年始の期間（12月28日から1月4日まで）は、運休とする。

(利用料等)

第9条 福祉バスの利用料は、原則無料とする。ただし、通行料（バス保管場所から利用者の定める発着地までの通行料を含む。）、駐車料及び宿泊利用の場合の乗務員の宿泊料は、利用者において負担するものとする。

(利用申込)

第10条 福祉バスを利用しようとする者は、運業者に利用希望日に福祉バスの利用が可能であることを確認のうえ、利用責任者を定め、利用希望日の6ヶ月前から15日前までに、別紙利用申込書（様式1）により申込みを行い、承認を受けるものとする。

2 利用責任者は、利用当日までに必ず乗車者名簿を運業者に提出し、承認を受けるものとする。

3 福祉バスの利用は、申込順によるものとする。

(運行の変更等)

第11条 災害、天候不順、バスの故障、乗務員の都合（急病など）等やむを得ない事情により、計画通りの福祉バスの運行ができないと認められるときは、運行を中止、又は運行の変更をすることができる。なお、障害者福祉バス利用申込に対する承諾書を交付後、やむを得ない事情で運行が中止となり、その結

果損害等が生じても、茨城県身体障害者福祉団体連合会及び運業者は一切の責任を負わないものとする。

(安全運行)

第12条 福祉バスは、安全運転を最優先し、計画の強行や無理な運転は絶対に避けるものとする。

- 2 運行途中での行先変更は原則として認めないものとし、道路事情などによりやむを得ず変更をする場合は、途中の事故防止に特に留意するものとする。
- 3 利用責任者は、運行中、責任を持って、品位の確保や節度ある飲食などを利用者に遵守させるとともに、人員の確認、乗降の確認、事故の際の措置等で運転手に協力するものとする。

(損害賠償)

第13条 福祉バスの運行中の災害については、茨城県身体障害者福祉団体連合会及び運業者は、加入保険による賠償以外は責任を負わないものとする。

- 2 利用者の故意又は過失により生じた利用者の損害に対しては、茨城県身体障害者福祉団体連合会及び運業者は、賠償の責任を負わないものとする。
- 3 利用者が故意にバスに損害を与えた場合は、利用者がその損害を賠償するものとする。

(その他)

第14条 その他福祉バスの運行について、必要な事項は別に定める。

(付則)

- この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- この改正規程は、平成6年7月1日から適用する。
- この改正規程は、平成7年9月1日から適用する。
- この改正規程は、平成18年10月6日から適用する。
- この改正規程は、平成22年4月7日から施行する。
- この改正規程は、平成25年8月1日から施行する。
- この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この改正規程は、令和5年8月31日から施行する。
- この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。